

## 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法における一般事業主行動計画

### ●法人全体の年間有給休暇取得率を70%以上にする

(令和4年9月9日～令和9年8月31日まで)

### 女性の職業生活における活躍に関する情報公表

①採用した労働者のうち女性の割合（無期雇用契約）	61.9%	※令和3年度実績
採用した労働者のうち女性の割合（有期雇用契約）	88.9%	※令和3年度実績

②管理職（課長級以上）に占める女性の割合 70% ※令和4年8月1日現在